

戦略的創造研究推進事業（社会技術研究開発及び先端的低炭素化開発を除く。）の実施  
に関する規則（抜粋）

（評価における利害関係者の排除等）

第75条 評価にあたっては、公正で透明な評価を行う観点から、利害関係者が加わらない  
ようにするものとする。

2 利害関係者の範囲は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 被評価者と親族関係にある者
- (2) 被評価者と大学、国研等の研究機関において同一の学科、研究室等又は同一の企  
業に所属している者
- (3) 繁密な共同研究を行う者  
(例えは、共同プロジェクトの遂行、共著研究論文の執筆、同一目的の研究メンバ  
ー、あるいは被評価者の研究課題の中での研究分担者など、被評価者と実質的に同  
じ研究グループに属していると考えられる者)
- (4) 被評価者と密接な師弟関係あるいは直接的な雇用関係にある者
- (5) 被評価者の研究課題と直接的な競争関係にある者
- (6) その他機構が被評価者の利害関係者であると判断した者

（評価の実施時期）

第79条 評価の実施時期は、次の各号に定めるとおりとする。

(2) 中間評価

研究予定期間が5年以上を有する研究について、研究開始後、3年ごとを目安として  
実施する。なお、5年未満の研究についても、評価実施主体の方針に基づき中間評価を  
実施することができる。ただし、研究予定期間が5年程度で研究終了前に事後評価の実  
施が予定される研究課題及び総括実施型研究における研究領域(以下この款において  
「研究課題等」という。)については、研究課題等の性格、内容、規模等に応じて、研  
究開発計画等の重要な変更の必要が無い場合には、評価実施主体が毎年度の実績報告  
等により適切に進行管理を行い、中間評価の実施は必ずしも要しない。

(3) 事後評価

研究の特性や発展段階に応じて、研究終了後できるだけ早い時期又は研究終了前の  
適切な時期に実施する。

（事後評価）

第86条 事後評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 事後評価の目的

研究課題等の研究目的の達成状況、研究実施状況、波及効果等を明らかにし、今後  
の研究成果の展開及び事業運営の改善に資することを目的とする。

(2) 評価項目及び基準

ア 研究課題等の研究目的の達成状況

- イ 研究実施体制及び研究費執行状況
- ウ 研究成果の科学技術及び社会・経済への波及効果(今後の見込みを含む)
- エ 相手機関との研究交流状況(外国の研究機関等と共同して研究を実施するものに限る。)

なお、上記アからエの具体的基準については、事後評価の目的を踏まえ、評価実施主体が定める。

#### (3) 評価者

##### ア 公募型研究

公募型研究においては、研究総括が、研究総括補佐、領域アドバイザー及び必要に応じて機構が選任する外部の専門家の協力を得て行う。

##### イ 総括実施型研究

総括実施型研究においては、研究領域又は研究課題毎に、機構が選任する外部の専門家が行う。

なお、上記ア及びイについては、必要に応じて海外の研究者や専門家に評価への参加を求める。

また、イの総括実施型研究においては、必要に応じてパネルオフィサーの意見を聞くことができる。

#### (4) 評価の手続き

研究課題等毎に、評価者が、被評価者からの報告、被評価者との意見交換等により評価を行う。

また、評価実施後、被評価者が説明を受け、意見を述べる機会を確保する。